

2019年1月
改定

改定のご案内



全労済公式キャラクター
ビットくん

2019年1月1日以降に更新を迎えるご契約より、改定を行います。

皆さまにより安心・納得してご継続いただけるよう、
補償・サービスの向上に努めてまいります。

〈主な改定内容〉

- ① 共済掛金の改定
- ② 基本補償への型式別掛金クラスの導入(普通・小型乗用車のみ)
- ③ 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引の新設
- ④ 新車割引の見直し
- ⑤ マイカー共済ロードサービスの拡充
- ⑥ その他の改定

1 共済掛金の改定

これまでの共済金の支払状況を踏まえて、**掛金の見直し**を行います。
全体の掛金は引き下げとなりますが、
契約条件により、掛金が引き上げとなる場合がありますので、ご了承ください。



2 基本補償への型式別掛金クラスの導入(普通・小型乗用車のみ)

これまでの基本補償(人身傷害補償・対人賠償・対物賠償など)の掛金は、
排気量別に掛金クラスを設定していました。自動車に関する大幅な技術革新が想定されるなか、
より適切な掛金を提供するために、普通・小型乗用車に型式別掛金クラスを導入します。

現行		改定	
基本補償	排気量別クラス	基本補償	型式別掛金クラス
車両損害補償	型式別掛金クラス	車両損害補償	

*車両損害補償は2008年4月に型式別掛金クラスを導入済みです。

型式別掛金クラスとは

自動車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された掛金クラスを適用する仕組みです。掛金クラスは1~9クラスの9段階で、年1回見直しを行います。同一の車名でも型式ごとに事故成績などが異なるため、掛金異なる場合があります。また、**年1回の見直し後、型式によっては契約更新前よりも掛金が引き下げ、引き上げとなる場合があります。**



3

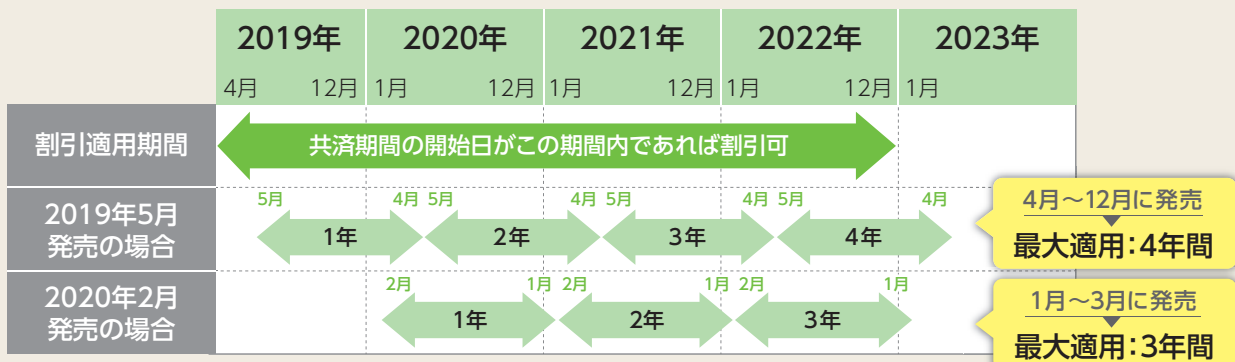
衝突被害軽減ブレーキ (AEB) 割引の新設

NEW

近年、運転者の安全運転を支援するASV (先進安全自動車) 技術を搭載した自動車の普及が進んでいます。衝突被害軽減ブレーキ (AEB)*が搭載されているお車は、リスク軽減効果もあることから、つぎの条件を満たす場合に「AEB割引」を適用します。

対象車種	割引の適用期間	割引率
普通・小型乗用車	型式が発売された年度 (4月1日～翌3月31日) に3を加算した年 (暦年) の12月末日までの期間について、AEB割引を適用します。 また、型式が発売されてから約3年が経過すると、リスク軽減効果が型式別掛金クラスに反映されるため、AEB割引の適用はなくなります。	9%
軽四輪乗用車	型式の発売年月を問わず、AEBが搭載された型式について、AEB割引を適用します。	

■ 割引期間の例：2019年度 (2019年4月1日～2020年3月31日) に発売する型式の普通・小型乗用車の場合



* AEBとは、「自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。自動車メーカーごとにAEB装置の名称が異なります。

※ AEB装置の有無は、お客さまに申告いただきますが、あわせて全労済が「車台番号」「型式発売年月」をもとに、AEB装着の有無を確認します。適用条件を満たしている場合に、AEB割引を適用します。

※ 型式別掛金クラスは、自動車ごとのリスクがより適切に掛金へ反映されるよう、型式ごとに過去3年間の事故成績などをもとに「掛金クラス」が決定されます。このため、型式別掛金クラスが適用される普通・小型乗用車と、適用されない軽四輪乗用車では、AEB割引が適用される期間が異なります。

※ 車両損害補償の付随諸費用補償、地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約は、型式別掛金クラスを導入しないため、AEB割引の対象外となります。



4 新車割引の見直し

新車を購入した際にマイカー共済をご利用いただきやすいように、**「6等級・前契約なし」の新車割引の割引率を拡大**します。
 なお、「6等級・前契約なし」以外の等級については、割引率を縮小します。



■ 割引率	現行			改定		
	普通・小型乗用車	軽四輪乗用車		普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	
6等級(前契約なし)	9%割引	3%割引	→	6等級(前契約なし)	14%割引	8%割引
上記以外				上記以外	7%割引	2%割引

5 マイカー共済ロードサービスの拡充

2019年1月1日
以降の事由発生より
適用

皆さまからの声にお応えして、
ロードサービスの内容を拡充し、より利用しやすく改定します。



1 マイカー共済に加入しているすべての被共済自動車にサービスを拡大します。

※共済契約証書に記載の「被共済自動車」が対象となり、マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。
 ※2018年12月31日までは、四輪自動車契約で、人身傷害補償または車両損害補償をご契約の方のみサービスの対象となり、サービス内容も改定前の内容となります。

2 自走不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送距離を拡大します。

けん引・搬送距離	
現場から契約者の指定先まで	100kmまで無料 (現行は30km)
現場から最寄りの全労済指定整備工場まで	無制限

3 脱輪・落輪等引き上げサービスを拡大します。

サービス内容	
クレーン等を伴う特殊作業	無料 (現行は有料)
側溝や道路外への脱輪・落輪引き上げ等	無料

※雪道・ぬかるみ・砂浜等でのスリップ・スタック状況からの引き上げ等、一部有料の場合もあります。

■ 燃料切れ時のガソリンまたは軽油お届けサービスは、引き続き10Lまで無料です(1共済期間1回のみ)。

6 その他の改定

1 運転者限定特約の見直し

- (1)「運転者本人・配偶者限定特約」の割引率を7%から8%に拡大します。
- (2)「運転者家族限定特約」は廃止します。
 「運転者家族限定特約」をセットされている方は満期更新時に「運転者限定特約なし」でご案内しています。なお、「運転者本人・配偶者限定特約」に変更される場合は、お手続きが必要です。

■ 運転される人の範囲 (○:補償します ー:補償しません)	割引率	主たる被共済者、 配偶者	同居の親族、 別居の未婚の子
(1)運転者本人・配偶者限定特約	現行7% ▶ 改定8%	○	ー
(2)運転者家族限定特約	廃止		

2 被害者救済費用等補償特約の新設 **NEW** すべてのご契約に自動付帯

将来的な自動走行システム(自動運転)の進展に伴った補償を新設し、すべてのご契約に付帯します。
例えば、被共済自動車の欠陥や不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生し、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に被害者を救済するための費用を補償します。

項目	内容
共済金額	【人身事故】対人賠償と同額 【物損事故】対物賠償と同額
共済掛金	掛金は不要です。
等級	共済金を支払った場合でも次期等級の減算、事故有係数の適用はありません。

3 ハイブリッド車割引の見直し **現行 7%割引** **改定 5%割引**

近年、ハイブリッド車等の普及が進み、今後さらに拡大していくことを踏まえ、割引率を見直します。
なお、これまでと同様に割引適用期間の制限はなく、福祉車両割引との併用も可能です。

4 盗難防止装置装備車割引の廃止 **現行 5%割引** **改定 廃止**

自動車盗難認知件数が大幅に減少し、盗難防止装置を装着している自動車が一般的となってきたことを踏まえ、廃止します。

5 その他の特約・掛金の見直し

項目	補償内容	現行	改定
人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約	すでに人身傷害補償の契約があり、2台目以降の契約に、本特約を選択した場合に人身傷害補償の掛金が割引となります。	四輪車：15%割引 二輪車：2%割引	四輪車： 19%割引 二輪車： 3%割引
搭乗者傷害特約・家族限定補償型	搭乗者傷害特約の対象となる方を、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*)に限定する場合に、搭乗者傷害特約の掛金が割引となります。	10%割引	7%割引

*別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子を行い、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。

ここに掲載している内容は、制度改定の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。